

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する
策定状況等の調査結果について
(令和3年4月1日現在)**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、平成17年度から26年度までの期間で市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされてきた。

しかし、平成26年通常国会において同法の10年間延長等を内容とする改正法の成立により、新たな行動計画策定指針が定められ、平成27年度以降は市町村行動計画等の策定任意化、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づき策定が義務づけられた市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画等」という。）などと一体のものとして策定することも可能となった。

市町村行動計画等は策定任意化となったが、次世代法は10年間延長し、その効力を有することから、平成27年度以降についても策定の状況を把握するため、都道府県及び市区町村を対象に、令和3年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1. 都道府県行動計画の策定状況等

(1) 策定状況

全都道府県において策定済み

(2) 策定体系（複数回答）

①単独策定	3自治体（6.4%）
②支援法に基づく計画と一体で策定	43自治体（91.5%）
③その他計画と一体で策定	20自治体（42.6%）

(3) 公表状況

策定済みのすべての都道府県で公表

【公表方法】	ア ホームページに掲載	46自治体
（複数回答）	イ その他	13自治体
	・冊子の配布	

・ 公共施設での閲覧等

(4) 都道府県行動計画の内容

①地域における子育ての支援	47自治体 (100%)
②子どもの健全育成 (児童館や青少年教育施設等)	44自治体 (93.6%)
③子どもの健全育成 (新・放課後子ども総合プラン)	46自治体 (97.9%)
④保健対策・食育等	46自治体 (97.9%)
⑤小児医療	46自治体 (97.9%)
⑥小慢対策	44自治体 (93.6%)
⑦不妊支援	45自治体 (95.7%)
⑧次代の親の育成	45自治体 (95.7%)
⑨教育	47自治体 (100%)
⑩有害環境対策	43自治体 (91.5%)
⑪生活環境の整備	46自治体 (97.9%)
⑫両立支援	47自治体 (100%)
⑬切れ目ない支援	46自治体 (97.9%)
⑭交通安全	43自治体 (91.5%)
⑮犯罪等被害	44自治体 (93.6%)
⑯児童虐待防止	47自治体 (100%)
⑰社会的養護	46自治体 (97.9%)
⑱ひとり親支援	47自治体 (100%)
⑲障害児施策	47自治体 (100%)

(5) 都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表 (令和元年度)

①公表している	40自治体 (85.1%)
②公表していない	7自治体 (14.9%)

2. 市町村行動計画の策定状況等

(1) 策定状況 (括弧内の割合は令和3年4月1日現在の市区町村数(1,741市区町村)により算出。)

①策定済み	1,599自治体 (91.8%)
②今後策定予定	11自治体 (0.6%)
③策定の予定無し	131自治体 (7.5%)

(2) 策定体系 (複数回答) (括弧内の割合は2(1)において①策定済みと回答した自治体数により算出。)

①単独策定	10自治体 (0.6%)
-------	--------------

②支援法に基づく計画と一体で策定	1,568自治体	(98.1%)
③その他計画と一体で策定	90自治体	(5.6%)

(3)公表状況 (括弧内の割合は2(1)において①策定済みと回答した自治体数により算出。)

①公表済み	1,448自治体	(90.6%)
【公表方法】	ア ホームページに掲載	1,248自治体
(複数回答)	イ その他	358自治体
	・冊子の配布	
	・公共施設での閲覧	
	・広報紙への掲載等	
②未公表	151自治体	(9.4%)

(4)市町村行動計画の内容 (複数回答)

(括弧内の割合は2(1)において①策定済みと回答した自治体数により算出。)

① 地域における子育ての支援	1,584自治体	(99.1%)
② 子どもの健全育成 (児童館・青少年教育施設等)	1,275自治体	(79.7%)
③ 子どもの健全育成 (新・放課後子ども総合プラン)	1,429自治体	(89.4%)
④ 保健対策・食育等	1,528自治体	(95.6%)
⑤ 小児医療	1,332自治体	(83.3%)
⑥ 次代の親の育成	1,327自治体	(83.0%)
⑦ 教育	1,487自治体	(93.0%)
⑧ 有害環境対策	1,039自治体	(65.0%)
⑨ 生活環境の整備	1,349自治体	(84.4%)
⑩ 両立支援	1,492自治体	(93.3%)
⑪ 切れ目ない支援	1,430自治体	(89.4%)
⑫ 交通安全	1,284自治体	(80.3%)
⑬ 犯罪等被害	1,271自治体	(79.5%)
⑭ 児童虐待防止	1,559自治体	(97.5%)
⑮ ひとり親支援	1,527自治体	(95.5%)
⑯ 障害児施策	1,530自治体	(95.7%)

(5)市町村行動計画に基づく措置の実施状況の公表 (令和元年度)

①公表している	593自治体
②公表していない	1,019自治体